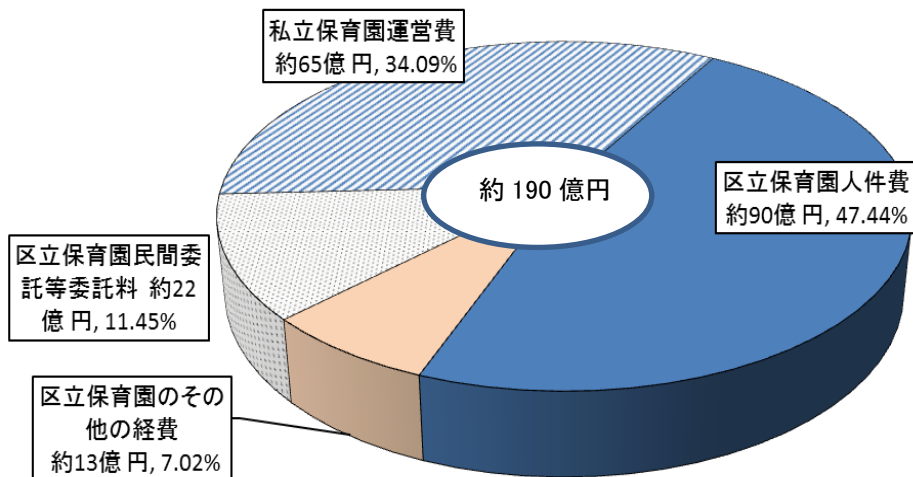


2 認可保育所運営費と利用者負担の現状

(1) 認可保育所運営費と負担の状況

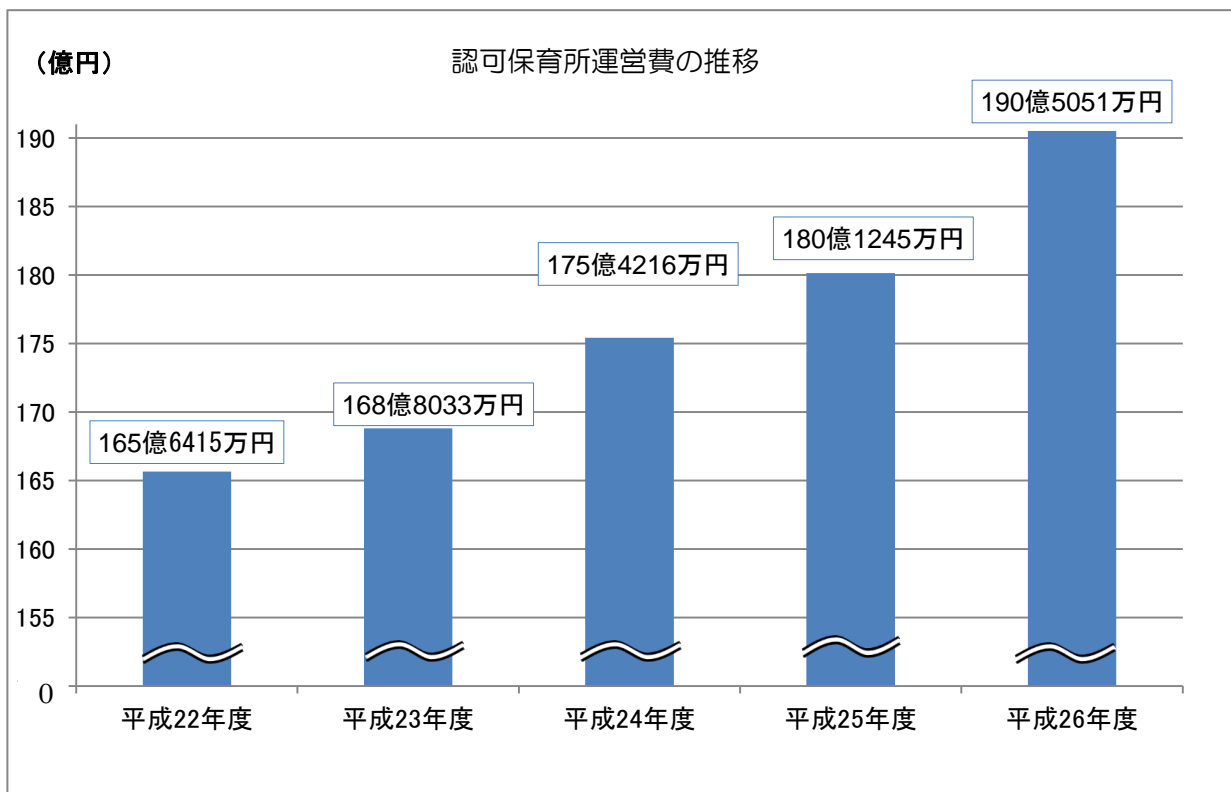
資料 2-1 認可保育所運営費の支出内訳(平成26年度)



(平成26年4月1日現在の保育園数 区立直営39園、区立民営11園、私立45園)

平成26年度の決算において、児童福祉費の合計は約458億円である。そのうち認可保育所運営経費は約190億円で、41.54%を占めている。190億円の主な経費としては、区立保育所保育士等の人件費が約90億円で47.44%、私立保育所の人件費を含む運営費が約65億円で34.09%となっている。

資料 2-2 認可保育所運営費の推移



認可保育所運営費は保育サービス定員拡充の取り組みに伴い、毎年増加している。

資料 2-3 認可保育所運営経費における保護者負担割合

(平成 26 年度)

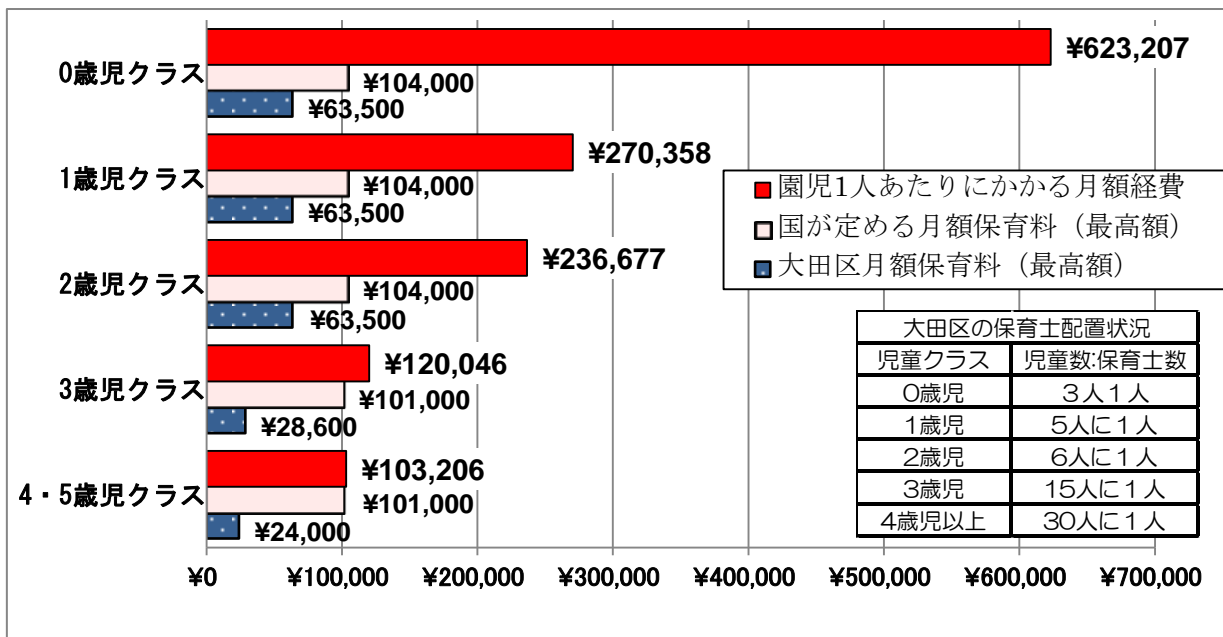
大田区が認可保育所を運営する経費	大田区が認可保育所を運営する経費(100%)		
	約190億円		
	国が定める運営経費(45.72%)		保育の質の向上などのために加算している経費(運営費加算)(54.28%)
	約87億円		約103億円
	国基準保育料(23.54%) [保護者負担額]	行政負担(22.18%)	区加算分(52.78%)
	約45億円	約42億円	約100億円
保護者負担 (12.28%)	利用者負担軽減分(区が負担) (11.26%)		
約23億円	約22億円		

国基準保育料(100%) [保護者負担額]	
約45億円	
保護者負担 (52.14%)	利用者負担軽減分 (区が負担) (47.86%)
約23億円	約22億円

補助金等 (1.50%)
約3億円

認可保育所運営経費約 190 億円のうち、国が定める経費は約 87 億円、区が保育の質の向上などのため加算している経費は約 100 億円である。保護者に負担いただいている保育料は約 23 億円(12.28%)である。国基準の保育料(国が示している保護者負担限度額)約 45 億円との差額、約 22 億円は区費で負担し、利用者の負担軽減を図っている。

資料 2-4 平成 26 年度「大田区における園児 1 人あたりの保育に係る月額経費」と「国が定める月額保育料(最高額)」「大田区月額保育料(最高額)」の比較



各年齢クラスの運営経費は、保育士等の配置基準の差により異なっている。0歳児の園児 1 人あたりの保育に係る月額経費は、60万円を超えている。

認可保育所運営費約 190 億円のうち、保護者負担の割合は、12.28%(約 23 億円)であり、87.42% (約 167 億円)は公費で負担している。
各年齢クラスの園児 1 人あたりの保育に係る月額経費では、0 歳児が 60 万円を超えており、1,2 歳児の 2 倍以上となっている。0 歳児では、保育士の配置が、児童 3 人に 1 人となっている。加えて、看護師の配置が必須であることなど、1,2 歳児と比べ多くの人件費がかかっている。

(2) 大田区保育料と国基準保育料の比較

資料 2-5 大田区保育料と国基準保育料

平成27年9月1日現在

新制度国基準				大田区現行保育料				
階層区分		3号認定	2号認定	階層区分		2号認定		
		3歳未満児	3歳以上児			3号認定	3歳児	4・5歳児
第1階層	生活保護受給世帯	0		A	生活保護受給世帯	0	0	0
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収～260万円	9,000	6,000	B1	非課税のひとり親世帯	0	0	0
				B2	非課税の上記以外の世帯	1,000	1,000	1,000
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収～330万円	19,500	16,500	C1	均等割のみの世帯	3,900	3,300	3,300
				C2	住民税所得割 50,000円未満の世帯	4,400	4,000	4,000
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収～470万円	30,000	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	5,100	4,700	4,600
				C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	9,700	8,600	8,600
				C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	11,300	10,300	10,200
				C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,400	12,300	12,200
				C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	18,400	13,900	13,800
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収～640万円	44,500	41,500	C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	23,100	16,700	16,600
				C9	所得割150,000円以上 175,000円未満の世帯	25,500	18,300	18,200
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収～930万円	61,000	58,000	C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	27,600	19,800	19,700
				C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	30,500	22,000	21,900
				C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	32,500	23,200	23,000
				C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	34,200	24,500	
				C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	36,000	25,700	
C15	所得割284,700円以上 327,600円未満の世帯	37,500	26,600					
C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	39,200	27,600					
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収～1,130万円	80,000	77,000	C17	所得割343,400円以上 357,600円未満の世帯	40,700	27,600	23,000
				C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	42,200		
				C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	43,500		
				C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	46,000		
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収1,130万円～	104,000	101,000	C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	49,400	28,600	24,000
				C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	54,900		
				C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	59,700		
				C24	所得割513,200円以上の世帯	63,500		

保育料の階層は、国基準においては8階層だが、区では27階層に区分し、負担能力に応じたきめ細かな保育料設定としている。

国基準階層に対して現行保育料の各階層の税額幅にはばらつきがある。例えば、国の第4階層は、所得割課税額が48,600円以上97,000円未満であり、その幅は48,400円である。その階層を細分化した大田区の現行保育料の階層間は、2,000円から17,800円強となっている。

新制度国基準				大田区現行保育料					
階層区分	階層の税額幅	3号認定	2号認定	階層区分	階層の税額幅	2号認定			
		3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳児	4・5歳児	
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収～470万円	30,000	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	17,800	5,100	4,700	4,600
				C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	3,000	9,700	8,600	8,600
				C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	2,000	11,300	10,300	10,200
				C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,200	12,400	12,300	12,200
				C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	40,000	18,400	13,900	13,800

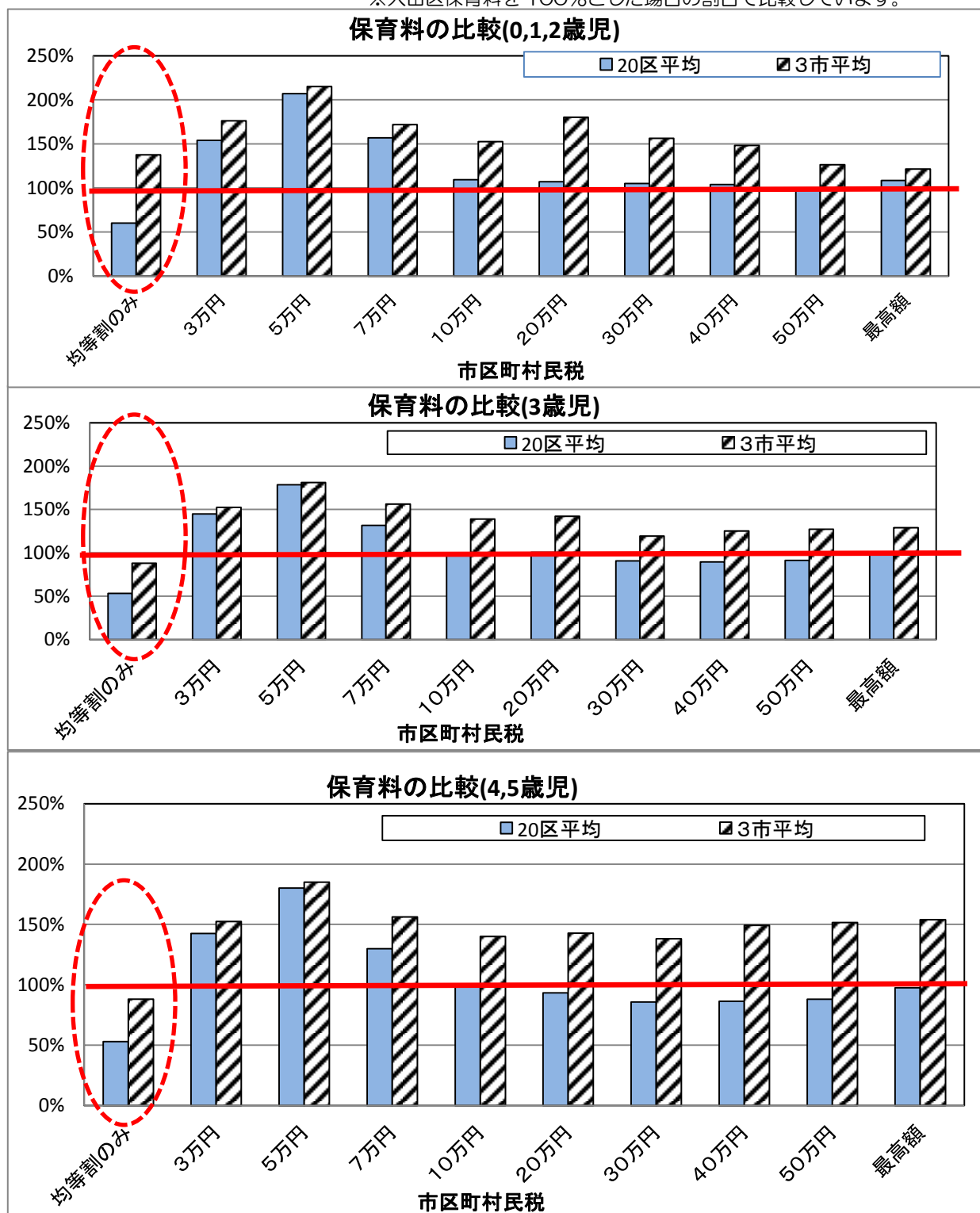
(3) 大田区保育料と他自治体保育料の比較

20区：大田区以外の22区のうち、品川区・練馬区を除く20区

3市：近隣の川崎市、横浜市、千葉市の3市

資料 2-6 大田区の保育料と20区平均・3市平均保育料

※大田区保育料を100%とした場合の割合で比較しています。



(各区平成27年度「保育園入園のしおり」等で確認)

20区及び3市の平均と比べ、大田区の保育料は概ね低い設定となっている。しかし、均等割のみの階層については、すべての年齢において20区平均より高く、3市平均との比較においても3歳児以上で高くなっている。